

新型コロナウイルス感染症に係る 特別要望書

令和3年6月

山 口 県

新型コロナウイルス感染症に係る特別要望

非常に強い感染力を持つ変異株の出現により、新型コロナウイルスの感染が全国各地で拡大し、感染症の収束について、先行きの不透明感が高まっています。

本県においても、変異株が猛威を振るい、GW明けから感染が急増し、生活の様々な場面でクラスターが発生するなど予断を許さない状況にあります。

その一方で、感染対策の決め手と期待されるワクチンの接種が始まっており、広く国民への接種体制を確立し、新型コロナウイルスに対する集団免疫獲得を目指すことが急務となっています。

国においては、国民の命と健康を守り抜き、新型コロナウイルス感染症を一日も早く収束させるべく、医療体制の確保やワクチン接種体制の確立など様々な対策を講じられるとともに、暮らしと雇用を守るための対策にも取り組まれているところです。

本県としても、こうした国の取組と連携しながら、何よりも県民の命と健康を守ることを最優先に、感染拡大を防止するため、柔軟かつ万全の対策を講じるとともに、これとの両立を図りつつ、低迷している社会経済活動の段階的な引上げに全力を挙げて取り組んでまいります。

ついては、本県の新型コロナウイルス感染症対策のより一層の充実に向け、緊急かつ重要な事項についてとりまとめましたので、特段の御配慮をお願いします。

令和3年6月

山口県知事 村岡嗣政

山口県議会議長 柳居俊学

目 次

1 検査体制・医療提供体制の整備

- (1) PCR等検査体制の強化 1
- (2) 医療提供体制の充実・強化 1
- (3) 医療機関等への医療用資機材の安定供給体制の確保 2
- (4) ワクチン接種の円滑な実施 2
- (5) 保健所機能の充実・強化 3
- (6) 偏見・差別行為等の排除 3

2 社会福祉施設・学校等における感染防止対策の強化

- (1) 社会福祉施設等における感染防止対策への支援 4
- (2) 学校における感染防止対策への支援 4

3 地域の経済と雇用を支える中小企業への支援の充実

- (1) 中小企業に対する金融支援制度の継続的な運用 5
- (2) 厳しい経営環境にある事業者に対する県独自の取組への支援 6
- (3) 雇用対策の充実 6

4 地域経済の押し上げに向けた消費需要の喚起

- (1) 中小企業の売上回復に向けた需要喚起 7
- (2) 観光需要の喚起 7
- (3) 農林水産物の需要喚起 7

5 新型コロナウイルス感染症に係る地方財政支援について

- (1) 今後必要となる対策への確実な財政支援 9
- (2) 減収補てん債制度拡充の継続 9

1 検査体制・医療提供体制の整備

《内閣官房／厚生労働省》

- 本県の新型コロナウイルス感染症については、変異株の猛威により、GW明けから感染が急増し、クラスターも広範に発生するなど、医療提供体制への負荷が高まり、予断を許さない状況にある。
- 県民の命と、安心・安全な生活を守るためには、ワクチン接種を迅速かつ着実に進めるとともに、これまで以上に徹底して、感染拡大防止対策に取り組み、感染の長期化も想定した、万全の備えが必要である。
- ついては、PCR等検査体制や医療提供体制の充実・強化、必要な資機材の安定供給体制の確保、ワクチン接種の円滑な実施、保健所の機能強化など、本県の体制整備に向けた国の支援について要望する。

(1) PCR等検査体制の強化

各地域の実情に応じた大規模なPCR検査等が実施できるよう、PCR検査や積極的疫学調査等に対する強力な財政支援を行うこと。

また、検査件数の増加に対応した検査試薬等の検査用資材の安定供給やPCR検査等を実施する全国の民間検査機関等の情報共有を図ること。

さらに、変異株も含め全国において新型コロナウイルス検体の遺伝子分析を行う体制整備を支援し、国内の新型コロナウイルスの感染力の変化や特性、世界各国で確認されている変異株との関係についての分析など科学的・専門的情報を迅速に提供するとともに、最新の知見を踏まえた対処方法を示すこと。

(2) 医療提供体制の充実・強化

今後の感染拡大に備えて確保した病床を最大限活用するため、受入協力医療機関に対し、平時より十分な財政支援を行うとともに、緊急的に一般医療を制限した際の経営上の損失補償についても十分な財政措置を講じること。

また、急激な感染拡大期における緊急的な受入体制の整備に際しては、外部医療機関等からの医師・看護師等の人的支援が必要不可欠であるため、こうした人材確保・派遣に係る制度を拡充すること。

併せて、新型コロナウイルス感染症患者の受入有無に関わらず、受診控えにより減収が生じている医療機関への財政支援を行うとともに、重症・中等症患者

者の受入に中心的役割を果たしている二次・三次医療を担う医療機関への手厚い財政支援を講じること。

さらに、急激な感染拡大期に受入医療機関への過度な負担を避けるため、宿泊療養や自宅療養における適切な医療の提供に向けて、医療従事者の一層の協力が得られるよう、国としても関連医療団体に対して働きかけを行うとともに、診察する医師や健康観察を行う看護師の確保に向けた仕組みを検討すること。

(3) 医療機関等への医療用資機材の安定供給体制の確保

診療・検査医療機関が引き続き発熱患者への対応を行う必要があることを踏まえ、個人防護具の支給等の支援を継続すること。

(4) ワクチン接種の円滑な実施

① ワクチン接種体制の確保

現下の感染急拡大を踏まえ、接種を希望する全ての県民に、一刻も早くワクチンが行き渡るよう、十分な供給量を確保すること。

加えて、高齢者分はもとより、その後の一般接種分も含め、詳細な供給スケジュールと確実に配分可能な量を可及的速やかに示すこと。その際、前倒しでの配分など自治体の接種スピードに応じた弾力的な対応も併せて講じること。

さらに、接種を担う医療従事者の一層の確保に向けて、早急に接種を行う者の範囲の拡大等を進めるとともに、接種に従事する医療従事者が十分な報酬を受け取れるよう、必要な財政措置を行うこと。

② ワクチン接種関連システム

V-SYS、VRSの2つのシステムを早期に一元化し、自治体のシステムとも円滑な情報連携を図ることにより、データ入力や移行作業を必要最小限とするなど、自治体や医療機関の負担軽減を図ること。

また、VRSについて、個人情報の更新作業に係るガイドラインを定めるなど、十分なセキュリティ対策を講じるとともに、システムの利用に起因するトラブルについては、国の責任において対応すること。

(5) 保健所機能の充実・強化

感染症の拡大時に円滑な業務ができるよう、国において保健師の派遣や育成も含めた体制の充実確保を図ること。

また、国への報告の整理など業務の効率化・簡素化を図ること。

(6) 偏見・差別行為等の排除

感染者及び最前線で治療にあたる医療従事者、介護・福祉サービス等の従事者や家族に対する偏見や差別は決して許されるものではないことから、国民への正しい情報の提供による風評被害の防止対策を行うとともに、差別・偏見を受けた方の人権を守る対策を講じること。

2 社会福祉施設・学校等における感染防止対策の強化

《文部科学省／厚生労働省》

- コロナの存在を前提として、低迷している社会経済活動を段階的に引き上げていくためには、何よりもまず県民の命と健康を守ることを最優先に、感染拡大に備えた万全の対策が必要である。
- 特に、クラスターの発生リスクが高い社会福祉施設や学校等においては、引き続き、徹底した感染防止対策を講じていく必要がある。
- ついては、こうした対策が継続的に実施できるよう、感染防止対策の充実・強化に向けた国の支援等について要望する。

(1) 社会福祉施設等における感染防止対策への支援

社会福祉施設等で感染が生じた場合、重症化やクラスター化のおそれが高く、徹底した感染防止対策が必要となることから、引き続き、国の責任において、こうした施設等への衛生・防護用品の安定的な供給に努めるとともに、感染防止対策に取り組む社会福祉施設等への財政支援の充実を図ること。

(2) 学校における感染防止対策への支援

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中であっても、幼児教育段階から高等教育段階の各学校においては、様々な場面で、きめ細やかな感染予防対策を徹底した上で教育活動を実践し、幼児・児童・生徒の「学びの保障」に最大限取り組んでいく必要がある。

このため、国においては、各幼稚園・学校が、感染拡大防止のための保健衛生用品の購入や衛生環境の改善に向けた施設改修などに年間を通じて計画的かつ的確に取り組めるよう、十分な予算を確保すること。

3 地域の経済と雇用を支える中小企業への支援の充実

《内閣府／厚生労働省／経済産業省》

- 新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない状況の中、社会経済活動の回復は依然として厳しい状況が続いており、中小企業においては、影響が長期化することによる資金繰りの深刻化も懸念されている。
- また、令和2年度における全国の有効求人倍率は、リーマンショック以降、11年ぶりの大幅減少となり、山口県でも同様の傾向がみられた。新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない状況の中、雇用情勢の更なる悪化が懸念されていることから、求職者の増大の未然防止のため、雇用調整助成金の活用等により、事業者による雇用の維持が必要となっている。
- ついては、本県中小企業の持続的な事業活動と雇用の維持・確保に向け、国による支援を要望する。

(1) 中小企業に対する金融支援制度の継続的な運用

新型コロナウイルス感染症の影響の長期化を見据え、中小企業の資金繰りに対する金融支援を適切に行っていく必要がある。

各都道府県においては、政府系金融機関の融資を補完するため、国制度を活用した「新型コロナウイルス感染症対応資金」の創設や独自の制度により、中小企業の資金繰りを支援しているところであるが、これらの資金については、将来にわたり多額の財政負担が生じることが危惧される。

このため、中小企業に対する資金繰り支援を継続的に実施できるよう、以下の4点について要望する。

① 民間金融機関による実質無利子・無担保融資の申込み再開

都道府県制度融資を活用した民間金融機関による実質無利子・無担保融資「新型コロナウイルス感染症対応資金」の申込み再開といった金融支援を実施すること。

② 信用保証協会への損失補償に係る財政支援措置

信用保証協会への損失補償を、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の基金の対象事業とし、当該事業に係る基金の設置期間を、損

失補償に係る制度融資の融資期間が終了するまでとするなどの財政支援措置を講じること。

また、日本政策金融公庫の中小企業信用保険に係る保険填補率の引き上げを行うこと。

③ 融資期間を踏まえた信用保証料補助事業に係る財政支援措置

「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」において基金の対象事業とされている信用保証料補助事業に係る基金の設置期間を、信用保証料補助事業に係る制度融資の融資期間が終了するまでとするなどの保証料補助に係る財政支援措置を講じること。

④ 「新型コロナウイルス感染症対応資金」等の預託原資調達に伴う借入金利息負担の軽減に係る財政支援措置

「新型コロナウイルス感染症対応資金」等制度融資の預託原資調達に伴う借入金利息を「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の対象とするなど、負担軽減に係る財政支援措置を講じること。

(2) 厳しい経営環境にある事業者に対する県独自の取組への支援

新型コロナウイルス感染症の影響により、飲食や観光をはじめ、幅広い業種で売上げが減少するなど、企業を取り巻く環境は厳しい状況にあるが、その一方で、多くの企業が、感染防止対策の徹底やテイクアウト販売等の新事業に取り組み、事業活動を継続している。

こうした意欲的な企業を支援するため、県では、新事業展開や「新しい生活様式」に対応した事業環境整備への補助など、時々の経営環境に応じた施策を切れ目なく、かつ機動的に講じてきたところである。

感染症の流行が長期化する中、引き続き、県内企業の事業継続を力強く後押しすることとしており、地方がその実情に応じた施策を迅速かつ的確に展開できるよう、十分な財政支援措置を講じること。

(3) 雇用対策の充実

感染拡大に伴って雇用情勢の更なる悪化が懸念されることから、現在、縮減されている雇用調整助成金の特例措置について、雇用は遅行指数でもあるという認識に立ち、経済・雇用情勢等を十分踏まえ柔軟に対応すること。

4 地域経済の押し上げに向けた消費需要の喚起

《内閣府／農林水産省／経済産業省／観光庁》

- 1年以上にわたる新型コロナウイルス感染症の影響の長期化に加えて、度重なる緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の実施等により、県内では、飲食、観光や農林水産業をはじめ、幅広い業種の事業者に影響が生じている。
- ついては、消費需要の喚起を通じた地域経済の押し上げに向け、国による支援を要望する。

(1) 中小企業の売上回復に向けた需要喚起

1年以上にわたる新型コロナウイルス感染症の影響に加えて、まん延防止等重点措置の実施や緊急事態宣言の発出などにより、対象地域はもとより、本県においても、飲食や観光をはじめ、幅広い業種で売上げが減少している。

県内中小企業の売上回復を図るため、県では、飲食店等を対象とした「頑張るお店応援プロジェクト」の実施や商工団体のイベント開催への補助等、需要喚起に向けた様々な施策により、地域経済の活性化を図ってきたところである。

感染症の流行が長期化する中、引き続き、時機を捉えた需要喚起策を講じ、中小企業の売上回復を図ることとしており、地方がその実情に応じた施策を迅速かつ的確に展開できるよう、十分な財政支援措置を講じること。

(2) 観光需要の喚起

地域観光事業支援については、地域の実情に応じた措置を講じることができるよう、弾力的かつ柔軟な運用とすること。

また、Go To トラベル事業については、実施期限を延長するとともに、全国一律でなく、感染状況が落ち着いている地域においては速やかに再開するなど、地域の感染状況を踏まえ適切に運用すること。加えて、事業の終了後に著しい旅行需要の反動減を招かぬよう必要な措置を検討すること。

(3) 農林水産物の需要喚起

本県では、花きや鮮魚、日本酒等について、価格の下落や販売量の減少が生じていることから、県産農林水産物の割引販売等の地産・地消対策を実施し、需要の回復・拡大に取り組んでいる。

こうした県独自の取組に対し、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などにより、十分かつ迅速な財政支援措置を講じること。

5 新型コロナウイルス感染症に係る地方財政支援について

《内閣官房／総務省》

- 県では、新型コロナウイルスの感染拡大による県民生活や県内経済への影響に適切に対処するため、緊急対策等に集中的な投資を行うこととし、これまで県が進めてきた行財政構造改革を一時凍結し、国の地方創生臨時交付金等も活用しながら、必要な対策を迅速に講じている。
- 感染の長期化を見据え、今後も適時適切に必要な追加対策を講じるとともに、強靱な県財政基盤を再構築し、「やまぐち維新プラン」や「第2期総合戦略」の取組を力強く推進できるよう、地方財政に対する格別な支援について要望する。

(1) 今後必要となる対策への確実な財政支援

今後も、新型コロナウイルス問題が収束するまでの間は、感染拡大の防止対策や経済・雇用情勢等に対して、引き続き迅速かつ的確に対応できるよう、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」や「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」など地方が必要とする財源について積極的に措置すること。併せて、基金の設置要件の緩和など、柔軟で弾力的な運用を図ること。

(2) 減収補てん債制度拡充の継続

地方消費税は県税の約3割を占める基幹税であり、その減収は地方財政の安定的な運営に大きな支障を生じさせることが見込まれる。令和2年度限りの措置として減収補てん債の対象税目に地方消費税等が追加されたが、新型コロナウイルス感染症による景気への影響が生じている間は引き続き対象とすること。